別表第四（第十四条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
一　環境関連	事業場の名称及び位置		
（一）ばい煙発生施設		1　ばい煙発生施設の種類、出力又は能力及び個数 2　伝熱面積及び有効火床面積 3　燃料の燃焼能力（重油換算） 4　燃料の種類、硫黄分、窒素分、灰分、発熱量及び使用量	ばい煙に関する説明書
（二）ばい煙処理施設		1　ばい煙処理設備に係る次の事項 (1)　種類、容量及び個数 (2)　入口及び出口のばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度 (3)　アンモニアの注入量及びアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度 2　通風設備に係る次の事項 (1)　通風機又は圧縮機の種類、容量及び個数 (2)　煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	ばい煙に関する説明書
（三）ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設		1　廃棄物焼却炉に係る次の事項 (1)　廃棄物焼却炉の種類、火床面積、焼却能力及び個数 (2)　廃ガス洗浄施設の種類、容量及び個数 (3)　湿式集じん施設の種類、容量及び個数 (4)　灰の貯留施設の面積及び容量 1　廃ガス洗浄施設の種類、容量、個数並びに用水及び排水の系統	ダイオキシン類に関する説明書 汚水等に関する説明書
（四）水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設			
（五）水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設		1　有害物質貯蔵指定施設の種類、容量及び個数並びにその施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	有害物質貯蔵指定施設に関する説明書
（六）騒音発生施設		1　送風機、通風機、空気圧縮機、破砕機、粉砕機又は摩砕機の種類、容量及び個数 2　騒音防止設備の種類	騒音に関する説明書
（七）振動発生施設		1　圧縮機、破砕機、粉砕機又は摩砕機の種類、容量及び個数 2　振動防止設備の種類	振動に関する説明書

○経済産業省令第七十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日　経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令

目次

第一章　総則
第一節　適用範囲（第一条）
第二節　定義（第二条・第三条）
第三節　保安原則
第一款　感電、火災等の防止（第四条―第十一条）
第二款　異常の予防及び保護対策（第十二条―第十四条）
第三款　電気的、磁気的障害の防止（第十五条・第十六条）
第四款　供給支障の防止（第十七条）
第四節　公害等の防止（第十八条）
第二章　電気の供給のための電気設備の施設
第一節　感電、火災等の防止（第十九条―第二十三条）
第二節　他の電線、他の工作物等への危険の防止（第二十四条・第二十五条）
第三節　高圧ガス等による危険の防止（第二十六条―第二十八条）
第四節　危険な施設の禁止（第二十九条）
第五節　供給支障の防止（第三十条―第三十五条）

第一章　総則

第一節　適用範囲

（適用範囲）

第一条　この省令は、原子力発電工作物について適用する。

第二節　定義

（用語の定義）

第二条　この省令において使用する用語は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号。以下「電技省令」という。）において使用する用語の例による。